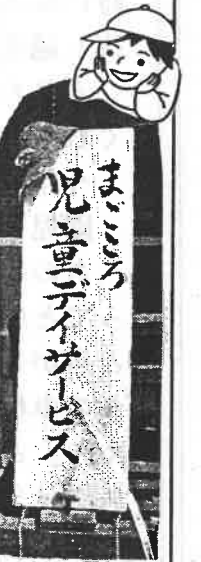


支援費制度の「まごころ児童デイサービス」

ふれあい広場で4月2日スタート
 待たれていた窓口/参加申し込み順調に



「まごころ」では障害を持つ児童へのデイサービス事業を四月二日から始めました。児童デイサービスは、支援費制度での基盤整備が遅れていたひとつであり、当会もやっとその取り組み体制が整いついてまいりました。街の中の普通の場所です、生活自立に向けたかわりを楽しく行っていると思っております。

お申し込みがあるかどうか未知数でしたが、思いもかけず多数の方からお問い合わせやら、お申し込みをいただいております。

これまで、障害を持つ子供たちへのかかわりは、学校とご家族だけの環境に限られていました。この機に、社会支援が広がり、地域の中での社会生活が普通になっていくよるかかわりを増やしていきたいと思っております。

「まごころ」では障害を持つ児童へのデイサービス事業を四月二日から始めました。児童デイサービスは、支援費制度での基盤整備が遅れていたひとつであり、当会もやっとその取り組み体制が整いついてまいりました。街の中の普通の場所です、生活自立に向けたかわりを楽しく行っていると思っております。

助け合い活動と税は同じ土俵ではない

平成16年4月2日、千葉県流山市で千葉地裁は有償活動を収益事業と認定しました。長い間議論がされてきたことでありますが、税制と有償活動とを同じ土俵で天秤にかけること自体が間違っていると考えます。

ボランティア活動とはどういうものでしょうか。

平成5年7月29日中央社会福祉審議会地域福祉専門分科会がボランティア活動への定義について出された意見書申の一部分を再度掲載させていただきます。今、国が国民に問うている公助・共助・自助を先取りし、自らのことを自ら解決したいと始めた住民参加型助け合い活動が何故税対象になるのかを考えたいと思います。

平成5年7月29日中央社会福祉審議会地域福祉専門分科会の意見書抜粋

「まごころ」のような活動について「助け合いの精神に基づき、互いの謝意と経費を認め合う」とは、ボランティアの本来の性格から外れるものではない。また、このことは、経済的なゆとりのある人だけではなく、活動意欲のある人は誰でも広く公平に参加する機会が得られるためにも必要である」

いと思っております。

- 児童デイサービスへの申し込みは.....
- ① 対象：居宅生活支援費の支給決定を受けた方。
 - ② 「まごころ」へお電話下さい。
 - ③ 市町村から発行の受給者証と療育手帳又は身障手帳を持参の上、お子様と一緒に当会へおいで下さい。(安心してご利用いただけるよう事前面接を行い、お子様の特性をスタッフ把握、サービス計画を作成するためです)
 - ④ 当事業所の説明をさせていただきます。合意のうえ双方でサービス利用のための契約を交わします。同時に、利用曜日を決定します。



このことは、時代の変化があっても変わらぬ基本理念です。

ボランティア活動も様々ですが、年や月に1回〜2回程度のイベントボランティアではなく、相手の都合に合わせて、決められた時間、継続的な日常生活に必要な高齢者、障害者支援には、無償では利用者さんも頼みづらい、活動者も交通費やエプロン等の経費がかかるから継続しがたいのです。

有償の活動のみは勿論のこと、現在は、介護保険での限度額を超えた在宅介護やデイサービスをも支えています。介護保険料の実費負担出来る人がどれだけおられるのでしょうか。有償の活動で日常の介護を補っているのが実情です。ちなみに当会の有償活動のケア料を提示します。

有償ケア料	介護保険の介護料
在宅1時間 800円 身体介護 800円 家事援助 800円	在宅1時間 4000円 2000円
デイサービス 1日 千円	デイサービス 1日 平均一万円

助け合い活動は今必要です。輪を広げたいと思っております。私達は、一時間でも二時間でも時間を提供しあい、我がごとと安心して老いる事が出来るよう考えて活動を行っています。

No. 49 チェック介護保険・支援費

介護保険では出来ない支援費制度の移動介護サービス。多様な外出支援が可能に。支援費制度だからこそ実現したサービスがあります。

全身障害の方や知的障害者(児)が、移動介護サービス利用で、市外へ映画鑑賞や美術鑑賞、会合や講演会に山登りや海を見にとご家族以外のかかわりで多様に外出出来るようになったのは画期的なことでした。

これまで、措置福祉では市外へ出掛けるサービス利用は出来ませんでしたし、介護保険サービスでも、外出は通院・散歩や買い物介助ぐらいしか利用出来ていません。初めて、公の福祉サービスにより美術館や映画館、お花見や小さな旅など終日出掛けられる機会を得られたのです。

全身障害の方が、6時間の外出の機会を得られ、はじめての場所ではじめての出会いに、喜びと大きな感動を受けられたことは、自分でどこにでも自由に出掛けられる人には、とてもわからない重いことでした。

話題が増え、その感動を人に語り、ひいては次への外出へと、心身のリハビリにもつながっていきます。また、知的障害の方々には、自立に向けての大きな社会経験をもちます。バスに乗る。電車に乗る。山を登る。海を見る。風を感じる。船に乗る。飛行機に乗る。日帰り移動介護で可能なことを、と付き添うスタッフの視点も広がります。

養護学校や授産施設がお休みの土・日の暮らし方に、ご家族は苦慮されておられるのが実情です。家族に代わって他の人と外出の機会を作ることは、大きな家族支援でもあります。

現在、こういうサービスが受けられない高齢者は、生活機能の視点から見れば、移動の方法が見つからないとほとんどん生活の幅が狭まっています。

支援費サービスの移動介護が、高齢者サービスにも何らかの形で実現していけば、それは、今必要とされている国の施策の高齢者の自立と介護予防に大きくかわることになる筈です。

